

第2号様式（第3条関係）

（表）

第 _____ 号
所属及び職名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第8条第2項 の規定により準用する空港法第39条第3項の規定による検査員証
年 月 日発行
年 月 日限り有効
顔 写 真
国 土 交 通 大 臣 印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第8条  
2 空港法第12条、第13条、第39条及び第40条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第39条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第8条第2項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項において準用する空港法第39条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

（職権の委任）

第7条  
2 法第7条第4項及び第5項の権限並びに法第8条第2項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

(2) 空港法第39条第2項の権限

4 第2項第1号及び第2号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第39条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。